

沖縄労働局発表  
平成28年9月28日

担当	沖縄労働局労働基準部 労働基準部長 大嶋 直樹 賃金室長 並里 智浩 電話：098 - 868 - 3421
----	---

## 平成28年度沖縄県最低賃金【714円】にかかる 街頭キャンペーン等の実施について（取材依頼）

平成28年度沖縄県最低賃金（地域別最低賃金）については、平成28年10月1日（土）から発効いたしますが、沖縄労働局（局長 待鳥 浩二）では、県内で働く労働者及び使用者をはじめ、広く県民に周知するため、下記により街頭キャンペーン等を実施いたしますので、取材方、お願いいたします。

### 1 街頭キャンペーン

- (1) 実施年月日 平成28年9月30日（金）17：30～18：30
- (2) 実施場所 パレットくもじ前広場（シーサー広場）
- (3) 参加・協力機関 沖縄県、沖縄県経営者協会、沖縄県商工会連合会  
沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県商工会議所連合会  
那覇商工会議所、連合沖縄

### (4) プログラム

- 司会挨拶（連合沖縄）
- 沖縄労働局長挨拶
- 連合沖縄会長挨拶
- 別添リーフレットの配布

### 2 沖縄県産業祭り会場でのキャンペーン

- (1) 実施年月日 平成28年10月21日（金）10：00～12：00
- (2) 実施場所 奥武山公園（沖縄県産業祭り会場；第19回商工会特産品フェア「ありんくりん市」特設ブース）
- (3) 参加・協力機関 沖縄県商工会連合会
- (4) 実施内容 別添リーフレットの配布

### 3 第39回宮古の産業まつり

- (1) 実施年月日 平成28年11月20日(日) 13:30~16:00
- (2) 実施場所 宮古島市民球場屋内練習場
- (3) 参加・協力機関 沖縄県、沖縄県商工会連合会、沖縄県商工会議所連合会、  
連合沖縄
- (4) 実施内容 別添リーフレットの配布

\* 沖縄県最低賃金は、沖縄県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢等の区別なく適用され、同最低賃金以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となる。(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当等は、最低賃金に算入されません。)